

兵庫県公報

令和5年3月31日 金曜日 第400号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 関西広域連合と兵庫県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（広域調整課）	2
○ 林業種苗生産事業者の登録（林務課）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分（河川整備課）	6
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	7
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	8
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	8
○ 阪神間都市計画汚物処理場事業、ごみ焼却場事業、ごみ処理場事業の認可（同）	8
病院局管理規程	
○ 病院局会計規程の一部を改正する管理規程	9
教育委員会規則	
○ 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則	9
○ 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則	15
○ 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	15
○ 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	16
○ 兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則	20
教育委員会公告	
○ 随意契約の相手方等の公示	22
○ 同 上	23
○ 同 上	23
○ 同 上	24
○ 同 上	24
○ 同 上	25
○ 同 上	25
○ 落札者等の公示	26
公安委員会告示	
○ 暴力追放運動推進センターに関する規則に基づく代表者の氏名の変更の届出	26

公布された法令のあらまし

◎博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第4号）

博物館法の一部改正により、都道府県の教育委員会への定期的な報告が義務化されたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第5号）

県立特別支援学校における教育環境整備方針に基づき、兵庫県立のじぎく特別支援学校において病弱者を受け入れること及び兵庫県立むこがわ特別支援学校の新校舎の整備に当たり工期を延長する必要があることに伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。

◎公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第6号）

へき地手当等の対象となる学校の統廃合に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第7号）

県立高等学校の学科の新設及び廃止に伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。
 ◎兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第8号）
 令和5年度の事務執行体制の整備を図るため、所掌事務等について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第403号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定により、関西広域連合の公平委員会の事務を、次の規約により県が受託した。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

関西広域連合と兵庫県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、関西広域連合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を兵庫県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。



兵庫県告示第404号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、林業種苗生産事業者を次のとおり登録した。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 育成	幼苗以 外の苗 木育成	
柏325	高木裕之 兵庫県丹波市氷上町油利535番地	○	○	○	○	生産事業者の氏名及び 住所と同じ



兵庫県告示第405号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
三菱マテリアル株式会社生野事業所
朝来市生野町口銀谷 985-1
所長 吉 武 俊 一
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
三菱マテリアル株式会社生野事業所
朝来市生野町口銀谷 985-1
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	62号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)	62号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)			
力	300m ³ /分	同 左			
工事着手予定年月日	既 設	同 左			
工事完成予定年月日	既 設	同 左			
使用開始予定年月日	許可後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	な し	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6.7~10	6.7~10	3.1~8	3.1~8
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2.3	4.2	16.6	56.4
	浮遊物質 (単位 mg/L)	2.7	9.6	3.2	16.4
	カドミウム及びその化合物 (単位 mg/L)	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	0.08未満	0.1	4.59	13.87
	鉛及びその化合物 (単位 mg/L)	0.01未満	0.03	0.01未満	0.01未満
	砒素及びその化合物 (単位 mg/L)	0.01未満	0.01	0.01	0.04
	亜鉛含有量 (単位 mg/L)	0.02	0.13	0.01未満	0.03
	銅含有量 (単位 mg/L)	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	192	240	158	197	

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年3月31日から同年4月21日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び朝来市市民生活部市民課

62号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 3)	
70m ³ /日	
同 左	
同 左	
同 左	
8時30分～16時30分 8時間	
同 左	
通常	最大
7.6～10	7.6～10
5.4	10.7
7.5	20.9
0.001未満	0.001未満
0.17	0.33
0.01未満	0.01未満
0.01	0.03
0.22	1.35
0.01未満	0.01
3	3

兵庫県告示第406号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
高砂市曾根町字入喜濱2554番1、2554番4、2554番9、2526番1、2544番1、2544番2の各一部
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物

兵庫県告示第407号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
加古郡播磨町新島6番5の一部及び7番2の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 1の土地は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当する。

兵庫県告示第408号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年3月31日

河川管理者

兵庫県阪神北県民局長 和泉秀樹

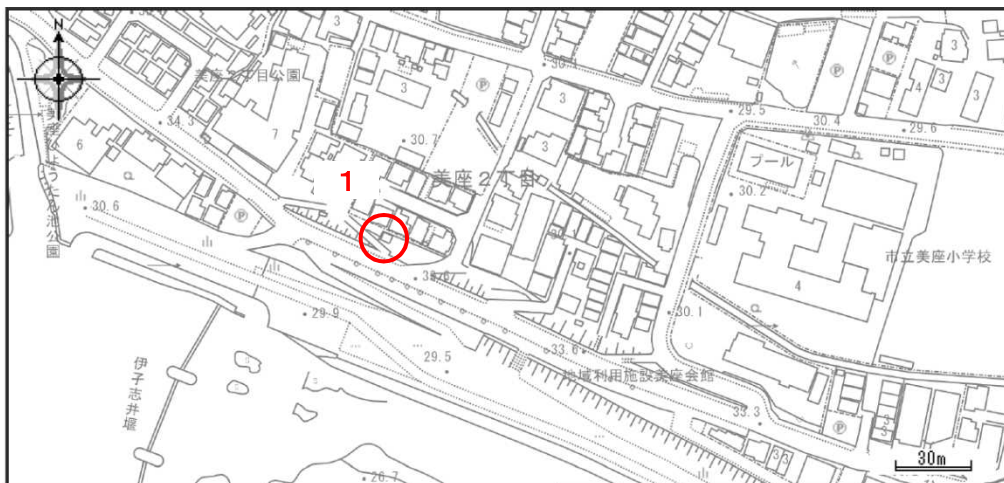
- 1 行うべき措置の内容
二級河川武庫川水系武庫川の河川区域内にある別表に掲げる工作物の除却
- 2 河川管理者の監督処分
1に掲げる措置を命ずべき者が、令和5年4月30日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表

整理番号	所在場所	工作物の名称（部材、寸法、外色）
1	宝塚市美座2丁目51番	倉庫（波板（金属製）、約13.0平方メートル、白）一式

備考 工作物の詳細な所在場所は、別図のとおり

(別図)



兵庫県告示第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可の告示(令和5年近畿地方整備局告示第62号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画下水道事業 猪名川流域下水道
- 3 事業施行期間
昭和41年11月7日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

兵庫県告示第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
明石市	東播都市計画地区計画	大久保町丁田地区地区計画



兵庫県告示第411号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画地区計画	旧居留地地区地区計画
明石市	東播都市計画用途地域	
同市	東播都市計画高度地区	
同市	東播都市計画防火地域及び準防火地域	
同市	東播都市計画特別用途地区	
高砂市	東播都市計画用途地域	
同市	東播都市計画高度地区	
姫路市	中播都市計画用途地域	
同市	中播都市計画特別用途地区	
豊岡市	豊岡都市計画下水道	
洲本市	洲本都市計画用途地域	



兵庫県告示第412号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画汚物処理場事業、阪神間都市計画ごみ焼却場事業、阪神間都市計画ごみ処理場事業
 - (2) 名称
尼崎市立クリーンセンター第1工場
- 3 事業施行期間
令和5年4月1日から令和14年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
尼崎市大高洲町地内

(2) 使用の部分
なし

病院局管理規程

病院局会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第17号

病院局会計規程の一部を改正する管理規程

(病院局会計規程の一部改正)

第1条 病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

第84条第6号中「、」を「及び」に改め、「及び押印」を削る。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会規則

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第4号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則(昭和39年兵庫県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条」を「第22条」に改める。

第2条中「第10条」を「第14条」に改める。

第3条を次のように改める。

(登録申請書)

第3条 法第12条に規定する登録申請書の様式は様式第2号とする。

第4条の見出しを「(登録の審査)」に改め、同条中「第12条」を「第13条」に、「登録要件の審査及び」を「登録の審査並びに」に、「第14条第1項」を「第18条の規定による勧告及び命令並びに法第19条第1項」に、「行なう」を「行う」に、「学識経験者」を「学識経験を有する者」に改める。

第5条の見出しを「(変更の届出)」に改め、同条中「第13条」を「第15条」に、「第4号によつて行なう」を「第3号により行う」に改め、同条ただし書きを削る。

第7条中「第10条」を「第11条」に、「第13条」を「第15条」に、「第14条」を「第19条」に、「第15条」を「第20条」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第15条」を「第20条」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(定期報告)

第6条 法第16条の規定による定期報告については、様式第4号により行うものとする。

様式第1号を次のように改める。
 様式第1号

博物館登録原簿

(表)

事 項	登 録	登 録 変 更	登 録 変 更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	記号番号 第 号		
設置者の名称			
設置者の住所			
博物館の名称			
博物館の所在地			
備 考			

(裏)

摘 要

様式第2号を次のように改める。
様式第2号

博物館登録申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会 様

設置者

博物館法第12条の規定により関係書類を添えて下記のとおり登録を申請します。

記

事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

様式第3号を削る。
 様式第4号を次のように改め、様式第3号とする。
 様式第3号

博物館登録申請書変更届

年 月 日

兵庫県教育委員会 様

設置者

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

様式第3号の次に次の1様式を加える。
様式第4号

博物館運営状況報告書

年 月 日

兵庫県教育委員会 様

設置者

博物館名

博物館法第16条の規定により、下記の資料を添えて報告します。

記

○提出する資料

博物館の運営の状況を示す書類

1. 組織の態様を示す書類（職員名簿、組織図等）
2. 職員の研修実績
3. 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の実績を示す書類
4. 博物館資料の目録（区分、数量等の概要）
5. 施設及び設備に関する書類（変更があったもののみ）

様式第5号を次のように改める。
様式第5号

博 物 館 廃 止 届

年 月 日

兵庫県教育委員会 様

設置者

博物館法第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第5号

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

兵庫県立のじぎく特別支援学校	本校	知的障害者又は肢体不自由者
----------------	----	---------------

」

を

「

兵庫県立のじぎく特別支援学校	本校	知的障害者、肢体不自由者又は病弱者
----------------	----	-------------------

」

に改める。

(兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(令和4年兵庫県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則ただし書中「第8条の改正規定、別表第1兵庫県立阪神特別支援学校の項の次に次のように加える改正規定(「聴覚障害者又は」に係る部分に限る。)及び」を削り、「、令和6年1月1日」を「令和6年1月1日から、第8条の改正規定及び別表第1兵庫県立阪神特別支援学校の項の次に次のように加える改正規定(「聴覚障害者又は」に係る部分に限る。)は令和8年1月1日」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第6号

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表へき地学校の款1級の項豊岡市の目中「高橋小学校」を削り、同表準へき地学校の款豊岡市の目中「但東中学校」を「合橋小学校
但東中学校」に改め、同表特別な地域に所在する学校の款豊岡市の目を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第7号

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

兵庫県立 御影高等学校	全日制		普通科
-------------	-----	--	-----

」

を

「

兵庫県立 御影高等学校	全日制		普通科
			文理探究科

」

に、

「

兵庫県立 柏原高等学校	全日制		普通科
-------------	-----	--	-----

」

を

「

兵庫県立 柏原高等学校	全日制		普通科
			地域科学探究科

」

に、

「

兵庫県立 篠山鳳鳴高等学校	全日制		普通科
---------------	-----	--	-----

」

を

「

兵庫県立 篠山鳳鳴高等学校	全日制		普通科
			STEAM探究科

」

に、

「

兵庫県立 明石高等学校	全日制		普通科
			美術科

」

を

「

兵庫県立 明石高等学校	全日制		普通科
			STEAM探究科
			美術科

」

に、

「

兵庫県立 姫路飾西高等学校	全日制		普通科
---------------	-----	--	-----

」

を

「

兵庫県立 姫路飾西高等学校	全日制		普通科
			STEAM探究科

」

に、

「

兵庫県立 豊岡高等学校	全日制		普通科	
	定時制		夜	普通科
			普通科	

」

を

「

兵庫県立 豊岡高等学校	全日制		普通科
			STEAM探究科
			理数科
	定時制	夜	普通科

」

に、

「

兵庫県立 八鹿高等学校	全日制		普通科
-------------	-----	--	-----

」

を

「

兵庫県立 八鹿高等学校	全日制		普通科
			文理探究科

」

に改める。

第2条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中

「

兵庫県立 小野工業高等学校	全日制		機械科
			機械工学科
			金属工学科
			電子科
			生活創造科
	定時制	夜	機械科

」

を

「

兵庫県立 小野工業高等学校	全日制		機械工学科
			電子科
			生活創造科
	定時制	夜	機械科

」

に、

「

兵庫県立 山崎高等学校	全日制		普通科
			森林環境科学科
			森と食科
			生活創造科

」

を

「

兵庫県立 山崎高等学校	全日制		普通科
			森と食科

」

に改める。

(兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第3条 兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の2の部の次に1の3の部及び1の4の部として次のように加える。

1の3 その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科(単位制による課程を除く。)

学区	高等学校名	学科	所属区域
第1	兵庫県立 御影	文理探究	神戸市（東灘区・灘区・兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・北区・中央区・西区） 洲本市 芦屋市 南あわじ市 淡路市
第2	兵庫県立 柏原	地域科学探究	尼崎市 西宮市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 川辺郡
第5	兵庫県立 八鹿	文理探究	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡

備考1 神戸市北区道場町生野1172番地に保護者等の住所がある者の所属区域は、西宮市とする。

2 西宮市山口町香花園に保護者等の住所がある者の所属区域は、神戸市北区とする。

1の4 その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科(単位制による課程)

学区	高等学校名	学科	所属区域
第2	兵庫県立 篠山鳳鳴	STEAM 探究	尼崎市 西宮市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 川辺郡
第3	兵庫県立 明石	STEAM 探究	明石市 加古川市 西脇市 三木市 高砂市 小野市 加西市 加東市 多可郡 加古郡
第4	兵庫県立 姫路飾西	STEAM 探究	姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
第5	兵庫県立 豊岡	STEAM 探究	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡

備考1 神戸市北区道場町生野1172番地に保護者等の住所がある者の所属区域は、西宮市とする。

2 西宮市山口町香花園に保護者等の住所がある者の所属区域は、神戸市北区とする。

別表第3の1の部中「普通科」を「普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」に改める。

第4条 兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部中

「

同 山崎	森林環境科学 森と食
------	------------

」

を

「

同 山崎	森と食
------	-----

」

に改め、同表3の部中

「

同 小野工業	機械 機械工学 金属工業 電子
--------	-----------------

」

を

「

同 小野工業	機械工学 電子
--------	---------

」

に改め、同表6の部中

「

同 佐用	家政
同 山崎	生活創造

」

を

「

同 佐用	家政
------	----

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。



兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第8号

兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

(兵庫県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第1条 兵庫県教育委員会行政組織規則(昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第7条の表中

「

教職員企画課	管理・免許班 給与・業務改善班
教職員人事課	人事班 考査班

」

を

「

教職員企画課	管理・免許班 給与班 業務改善班
教職員人事課	人事班 採用・育成班 考査班

」

に改め、同表スポーツ振興課の項を削る。

第17条の2を次のように改める。

第17条の2 削除

第26条第12号中「社会体育、」を削る。

第30条中「神戸市中央区坂口通2丁目」を「加東市山国」に改める。

第31条を第30条の2とし、第30条の2の次に次の1条を加える。

(組織)

第31条 県立特別支援教育センターに、総務課を置く。

第34条の表中

「

教務部	義務教育研修課 高校教育研修課 情報教育研修課
-----	-------------------------------

」

を

「

教務部	義務教育研修課 特別支援教育研修課 高校教育研修課 情報教育研修課
-----	--------------------------------------------

」

に改める。

第70条の23第8号中「及び埋蔵文化財調査部」を削る。

第71条の表スポーツ推進審議会の項を削る。

第74条の2中「技師」を「技能主任、技能副主任又は技能主事」に改める。

第74条の4第1項を次のように改める。

第73条及び第74条に規定する職は、事務職員、技術職員、指導主事又は社会教育主事（以下「事務職員等」という。）のうちから、前2条に規定する職員は、技能労務職員のうちから、教育委員会が命ずる。

第77条の2の見出しを「(技能主任等)」に改め、同条中「技師」を「技能主任、技能副主任又は技能主事」に改める。

第77条の4第1項中「第77条の2」を「第77条」に、「前条」を「前2条」に、「事務員又は技術員」を「技能労務職員」に改め、同条第3項を削る。

第80条の5の見出しを「(技能主任等)」に改め、同条中「技師」を「技能主任、技能副主任又は技能主事」に改める。

第80条の7第1項中「第80条の5」を「第80条の4」に、「前条」を「前2条」に、「事務員又は技術員」を「技能労務職員」に改め、同条第3項を削る。

(兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第3項中「庶務、会計その他の」を「事務職員、事務員及び技術員が行う事務を総括し、その他」に改める。

第9条の3第4項及び第5項中「処理する」を「つかさどる」に改める。

第10条第1項中「第6条の2から第8条の9まで及び前3条に規定するもののほか」を削り、同項の表を次のように改める。

職名	職務
課長補佐	上司の命を受け、上司の職務を補佐し、担当の事務をつかさどる。
主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。
主任	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。
技能統括	上司の命を受け、担任の技術に従事する。
技能主査	上司の命を受け、担任の技術に従事する。
技能主任	上司の命を受け、担任の技術に従事する。
技能副主任	上司の命を受け、担任の技術に従事する。
技能主事	上司の命を受け、担任の技術に従事する。
学校付	上司の命を受け、事務をつかさどる。

第10条第2項中「実習員、調理員、給食員及び校務員」を「技能統括、技能主査、技能主任、技能副主任及び技能主事」に改める。

第10条の3の次に次の1条を加える。

(その他の職)

第10条の4 学校には第6条の2から第8条の9まで及び第9条から第10条までに規定するもののほか必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
実習員	上司の命を受け、農業・水産に関する学科及びその他県委員会が必要と認める学科における実習助手の職務の補助作業に従事する。
調理員	上司の命を受け、給食施設における調理業務に従事する。
校務員	上司の命を受け、校舎等の清掃、使送等の諸作業に従事する。

2 前項に規定する職は、事務員又は技術員のうちから、県委員会が命ずる。

(兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(学校栄養職員)」に改め、同条第1項中「及び自動車運転員」を削り、同条第2項中「、自動車運転員は、技術員のうちから、」を削り、同条第4項を削る。

(兵庫県立中等教育学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 兵庫県立中等教育学校の管理運営に関する規則(平成14年兵庫県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第7条中「実習員、調理員及び給食員」を「実習員及び調理員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会公告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和5年3月31日

契約担当者

兵庫県教育長 藤原俊平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立農業高等学校ほか9施設で使用する電気
予定数量 3,825,564キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年1月25日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 契約金額(税抜)
70,034,830円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号による



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和5年3月31日

契約担当者

兵庫県教育長 藤原俊平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立星陵高等学校ほか31施設で使用する電気
予定数量 7,339,775キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年1月25日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 契約金額(税抜)
150,903,157円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号による



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和5年3月31日

契約担当者

兵庫県教育長 藤原俊平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立須磨東高等学校ほか29施設で使用する電気
予定数量 7,167,627キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年1月25日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

5 契約金額（税抜）

158,496,483円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号による



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和5年3月31日

契約担当者

兵庫県教育長 藤原俊平

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

兵庫県立尼崎北高等学校ほか29施設で使用する電気

予定数量 7,045,653キロワット時／年

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年1月25日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

5 契約金額（税抜）

164,676,472円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号による



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和5年3月31日

契約担当者

兵庫県教育長 藤原俊平

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

兵庫県立北はりま特別支援学校ほか32施設で使用する電気

予定数量 5,703,529キロワット時／年

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年1月25日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

- 5 契約金額（税抜）
142,614,120円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号による



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和5年3月31日

契約担当者
兵庫県教育長 藤原俊平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立北摂三田高等学校ほか26施設で使用する電気
予定数量 5,281,892キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年1月25日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 契約金額（税抜）
151,292,130円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号による



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和5年3月31日

契約担当者
兵庫県教育長 藤原俊平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立歴史博物館ほか8施設で使用する電気
予定数量5,912,421キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局社会教育課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年1月25日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 契約金額（税抜）
112,309,423円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号による



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年3月31日

契約担当者

兵庫県立図書館長 村上元伸

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県立図書館電子書籍コンテンツ購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県立図書館 明石市明石公園1-27
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月14日
- 4 落札者の名称及び所在地
丸善雄松堂株式会社神戸支店 大阪市住之江区南港北1丁目13番65号
- 5 落札金額
45,870,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年2月28日

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第88号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定による届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和5年3月31日

兵庫県公安委員会

委員長 小西新右衛門

- 1 変更に係る事項
代表者の氏名

変更前	変更後
植村武雄	川崎博也

- 2 変更しようとする年月日
令和5年4月1日